

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（本則関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（附則第二条関係）	7
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（附則第三条関係）	8
○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（附則第四条関係）	10

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防衛装備庁</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 課の設置等</p> <p>第一目～第三目（略）</p> <p>第四目 技術戦略部（<u>第百九十六条―第百九十九条</u>）</p> <p>第五目・第六目（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（防衛研究所）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 防衛研究所は、<u>法第四条第一項第三十四号</u>に規定する政令で定める文教研修施設とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防衛装備庁</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 課の設置等</p> <p>第一目～第三目（略）</p> <p>第四目 技術戦略部（<u>第百九十六条―第百九十九条の二</u>）</p> <p>第五目・第六目（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（防衛研究所）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 防衛研究所は、<u>法第四条第一項第三十三号</u>に規定する政令で定める文教研修施設とする。</p>

(技術戦略部の所掌事務)

第七百七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 (略)

(削る)

七～十 (略)

十一 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

(技術戦略部に置く課等)

第九百九十六条 技術戦略部に、技術戦略課並びに技術計画官一人及び技術振興官一人を置く。

(技術戦略課の所掌事務)

第九百九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。

六・七 (略)

(技術計画官の職務)

第九百九十八条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

(技術戦略部の所掌事務)

第七百七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 (略)

七 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。

八～十一 (略)

十二 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、次世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

(技術戦略部に置く課等)

第九百九十六条 技術戦略部に、技術戦略課並びに技術計画官一人、技術振興官一人及び技術連携推進官一人を置く。

(技術戦略課の所掌事務)

第九百九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること(技術連携推進官の所掌に属するものを除く。)

六・七 (略)

(技術計画官の職務)

第九百九十八条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関する事。

(技術振興官の職務)

第九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

四 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の管理及び提供に関する事。

五 防衛イノベーション科学技術研究所の管理及び運営一般に関する事。

(削る)

一〇五 (略)

六 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、次世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関する事。

(技術振興官の職務)

第九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する事(技術連携推進官の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の管理及び提供に関する事(技術連携推進官の所掌に属するものを除く。)

(新設)

(技術連携推進官の職務)

第九十九条の二 技術連携推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する研究の連携に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関する事。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約に関する業務の連絡調整及び当該契約の履行の促

進に関すること。

(設置)

第二百十三条 防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所

陸上装備研究所

艦艇装備研究所

新世代装備研究所

防衛イノベーション科学技術研究所

千歳試験場

下北試験場

岐阜試験場

(航空装備研究所)

第二百十四条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器(宇宙に関する領域に係る装備品等を除く。)について考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務(陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2・3 (略)

(陸上装備研究所)

第二百十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務(第二百七条

第一項第二号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

一〇五 (略)

2 (略)

(設置)

第二百十三条 防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所

陸上装備研究所

艦艇装備研究所

次世代装備研究所

(新設)

千歳試験場

下北試験場

岐阜試験場

(航空装備研究所)

第二百十四条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務(陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2・3 (略)

(陸上装備研究所)

第二百十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

一〇五 (略)

2 (略)

(艦艇装備研究所)

第二十六条 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材（宇宙に関する領域に係る装備品等を除く。）についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3 (略)

(新世代装備研究所)

第二十七条 新世代装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

(削る)

- 一 通信器材、高出力マイクロ波器材その他の電波器材、電子計算機、電気器材及び高出力レーザー器材その他の光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関すること。
- 二 宇宙に関する領域に係る装備品等についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

(削る)

2 防衛大臣は、新世代装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、新世代装備研究所の支所を設けることができ

(艦艇装備研究所)

第二十六条 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3 (略)

(次世代装備研究所)

第二十七条 次世代装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験に関すること（航空装備研究所、陸上装備研究所及び艦艇装備研究所の所掌に属するものを除く。）。
- 二 前号に掲げるもののほか、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関すること。

(新設)

- 三 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。

2 防衛大臣は、次世代装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、次世代装備研究所の支所を設けることができ

る。

3 新世代装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(防衛イノベーション科学技術研究所)

第二百七条の二 防衛イノベーション科学技術研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についてのイノベーションの創出(科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)第一条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。)に関する事。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する事。

三 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関する事。

2 防衛イノベーション科学技術研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(研究所の所掌業務の特例)

第二百十八条 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所及び防衛イノベーション科学技術研究所(以下この条において「研究所」という。)に他の研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

る。

3 次世代装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(新設)

(研究所の所掌業務の特例)

第二百十八条 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び次世代装備研究所(以下この条において「研究所」という。)に他の研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一 〓 二十二（略） （削る） 二十三 〓 三十（略）</p>	<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一 〓 二十二（略） 二十三 〓 技術連携推進官 二十四 〓 三十一（略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	防衛技監 部長 装備官 審議官 参事官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 装備開発官 艦船設計官 課長	種別
防衛装備庁内部部局		一種

現 行

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	防衛技監 部長 装備官 審議官 参事官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 装備開発官 艦船設計官 課長	種別
防衛装備庁内部部局		一種

備考 (略)	(略)	
	(略)	事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 (削る) 原価管理官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 航空機調達官 輸入調達官
	(略)	

備考 (略)	(略)	
	(略)	事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 航空機調達官 輸入調達官
	(略)	

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																															
別表第一（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>四</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一～三（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四 防衛装備庁新世代装備研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>五 防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>六～八（略）</td> <td></td> </tr> </table>		四			一～三（略）			四 防衛装備庁新世代装備研究所			五 防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所			六～八（略）		別表第一（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>四</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一～三（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四 防衛装備庁次世代装備研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>五（新設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>六～七（略）</td> <td></td> </tr> </table>		四			一～三（略）			四 防衛装備庁次世代装備研究所			五（新設）			六～七（略）	
	四																																
	一～三（略）																																
	四 防衛装備庁新世代装備研究所																																
	五 防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所																																
	六～八（略）																																
	四																																
	一～三（略）																																
	四 防衛装備庁次世代装備研究所																																
	五（新設）																																
	六～七（略）																																